

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

丸森町

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 丸森町全域

#### (1) 現況

本町の農業は、稲作と畜産が生産額の大半を占め、近年では新たな柱の一つとなる園芸作物の振興にも力を入れている。なかでも、ブロッコリーや小菊は、新規農業者の掘り起こしや機械等整備支援、生産技術指導を県や農協等と連携し、産地化を目指している。

さらに、優れた自然環境や緑豊かな景観を守りながら、消費者に信頼される安全で安心な農産物を生産する環境保全型農業を推進するため、町独自で丸森産農産物認証制度を平成12年に制定し、その普及にも取り組んでいる。

しかし、農家数減少、農業従事者の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増加など問題は深刻化しており、それらの課題に対応するため、農業生産基盤の整備や生産技術の向上、将来的な農業の担い手対策などの取組みの強化を行う必要がある。

また、農地の約7割が中山間地域の傾斜地や小規模圃場であることから、地域の特性を活かした農業の展開も求められており、平坦部との生産条件格差の解消も本町の課題となっている。

丸森産農産物認証制度においても、有機農業や農薬、化学肥料を節減した農業は生産者の負担が大きく、所得の向上に繋がりにくいという思考から広がりを見せられずにいるのが現状である。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本町では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を構築し、法第3条第3項第1号に掲げる事業（多面的機能支払交付金事業）及び同項第2号に掲げる事業（中山間地域等支払交付金事業）を中心に推進し、併せて、同項第3号に掲げる事業（環境保全型農業直接支払交付金事業）も併せて推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	丸森町全地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業の推進、併せて同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業にあたり町長が定める事項は、別紙1のとおりとする。